

平成28年11月定例会

議案説明資料

(平成28年度11月補正予算関係
(職員の給与に関する条例等の一部改正関係))

教育委員会

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件 名	課 名 等	頁
第23号	職員の給与に関する条例等の一部改正について	教育総務課	1~5

条 例 名 等	職員の給与に関する条例等の一部改正について												
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由</p> <p>人事委員会の「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」に鑑み、一般職の職員の給料表の改定等を行うとともに、一般職の職員に準じ、「鳥取県知事等の給与に関する有識者会議」の意見を踏まえ、知事の給与等の額の改定を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>ア 全給料表を改める。（平均1.1%引上げ）</p> <p>イ 初任給調整手当の上限額を月額413,800円に引き上げる。（現行 413,300円）</p> <p>ウ 期末手当の支給割合を引き下げる。</p> <p>＜一般の職員の場合＞</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> <th>合 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改 正 案</td> <td>年 2.43 月</td> <td>年 1.57 月</td> <td>年 4.0 月</td> </tr> <tr> <td>現 行</td> <td>年 2.53 月</td> <td>年 1.57 月</td> <td>年 4.1 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>エ 扶養手当の月額を見直す</p> <p>(ア) 配偶者の扶養手当の月額を6,500円に引き下げる。（現行 10,500円）</p> <p>(イ) 子の扶養手当の月額を7,900円に引き上げる。（現行 6,500円）</p> <p>(ウ) 行政職8級以上の職員等の扶養手当を廃止等する（子の扶養手当を除く。）。</p> <p>(2) (1)の改正に準じ、次の条例について所要の改正を行う。</p> <p>ア 任期付研究員の採用等に関する条例</p> <p>イ 任期付職員の採用等に関する条例</p> <p>ウ 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例</p> <p>エ 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</p> <p>オ 土地収用法等に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当に関する条例</p> <p>(3) 施行期日等</p> <p>ア 施行期日は、公布日とする。</p> <p>イ (1)ア及びイは、平成28年4月1日から、(1)エは、平成29年4月1日から適用する。</p> <p>ウ 所要の経過措置を講じる。</p> <p>【参 考】</p> <p>鳥取県知事等の給与に関する有識者会議の概要 （多数意見）一般職の職員に準じ、知事等の給与を改定することは差し支えない。</p>	区 分	期末手当	勤勉手当	合 計	改 正 案	年 2.43 月	年 1.57 月	年 4.0 月	現 行	年 2.53 月	年 1.57 月	年 4.1 月
区 分	期末手当	勤勉手当	合 計										
改 正 案	年 2.43 月	年 1.57 月	年 4.0 月										
現 行	年 2.53 月	年 1.57 月	年 4.1 月										

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第10条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育長の給料の額は、月額<u>73万9,000円</u>を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の135、12月に支給する場合には<u>100分の134</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 教育長の給料の額は、月額<u>73万1,000円</u>を超えない範囲内において教育委員会が知事と協議して定める。</p> <p>3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の135、12月に支給する場合には<u>100分の144</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

第11条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の132.5、12月に支給する場合には<u>100分の136.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 教育長の期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の135、12月に支給する場合には<u>100分の134</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間における在職期間に応じて、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条、第5条、第7条、第8条(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(以下「知事等条例」という。)第2条及び第3条の規定に掲げる職員以外の職員に関する部分に限る。)、第9条、第11条及び第12条の規定並びに附則第7項から第10項までの規定は、平成29年4月1日から施行する。

(給与改定に伴う在職者の給与の調整)

- この条例の施行の際現に職員(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第3条に掲げる給料表の適用を受ける職員をいい、任用の実情を考慮し当該職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者として人事委員会が定める者を含む。)、任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」と

いう。)第6条、任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)第7条、知事等条例第2条及び第3条の規定の適用を受ける職員又は教育長である者については、この条例(第1条中給与条例第16条の4の改正規定、第3条、第4条中任期付研究員条例第7条の改正規定、第5条、第6条中任期付職員条例第8条の改正規定、第7条、第8条中知事等条例第2条の改正規定、第9条、第10条中教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「教育長条例」という。)第2条第4項の改正規定及び第11条の規定を除く。)による改正後の給与条例、任期付研究員条例、任期付職員条例、知事等条例及び教育長条例の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条及び第2条の規定による改正後の給与条例(以下同項では「改正後の給与条例」という。)、第4条の規定による改正後の任期付研究員条例(以下同項では「改正後の任期付研究員条例」という。)、第6条の規定による改正後の任期付職員条例(以下同項では「改正後の任期付職員条例」という。)、第8条の規定による改正後の知事等条例(以下同項では「改正後の知事等条例」という。)又は第10条の規定による改正後の教育長条例(以下同項では「改正後の教育長条例」という。)を適用する場合においては、第1条及び第2条の規定による改正前の給与条例、第4条の規定による改正前の任期付研究員条例、第6条の規定による改正前の任期付職員条例、第8条の規定による改正前の知事等条例又は第10条の規定による改正前の教育長条例に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例、改正後の任期付職員条例、改正後の知事等条例又は改正後の教育長条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)からこの条例の施行の日の前日までの間において、この条例による改正前の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事委員会の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成29年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 6 施行日から平成29年3月31日までの間において、改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(扶養手当に関する経過措置)

- 7 切替日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額については、第3条の規定による改正後の給与条例第8条の規定にかかわらず、次の表の扶養親族及び職務の級の区分に応じて定める額とする。

扶養親族	職務の級	平成29年度	平成30年度	平成31年度
第8条第2項第1号	行政8級職員等及び行政9級職員等以外の職員	10,000円	6,500円	6,500円
	行政8級職員等	10,000円	6,500円	3,500円
	行政9級職員等	10,000円	6,500円	3,500円
第8条第2項第2号	すべての職員	6,700円	7,900円	7,900円
第8条第2項第3号から第6号	行政8級職員等及び行政9級職員等以外の職員	6,500円	6,500円	6,500円

	行政8級職員等	6,500円	6,500円	3,500円
	行政9級職員等	6,500円	6,500円	3,500円

備考

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額については、職員に配偶者が不在の場合にあつては、前表に定める額にかかわらず、改正後の給与条例第8条第2項第2号に掲げる扶養親族1人については10,000円（2人目以降は前表に定める額とする。）、同項第3号から第6号までに掲げる扶養親族1人については9,000円（2人目以降は前表に定める額とする。（同項第2号に掲げる扶養親族がある場合を除く。））とする。

- 8 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当に係る届出については、第3条の規定による改正後の給与条例第8条ただし書及び第9条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与条例第9条の規定の適用については、同条第1項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは

「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」

(3) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」

(4) 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」

と、同条第2項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政9級職員等以外の職員から行政9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員と

なった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 9 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当に係る届出については、改正後の給与条例第8条ただし書及び第9条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与条例第9条の規定の適用については、同条第1項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」がある場合、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政9級職員等以外の職員から行政9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」とする。

- 10 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当に係る届出については、改正後の給与条例第8条ただし書並びに第9条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の給与条例第9条の規定の適用については、同条第1項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」がある場合、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。））」とあり、及び同項第2号中「場合及び行政9級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行政9級職員等から行政9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政9級職員等以外の職員から行政9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行政9級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。））」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行政8級職員等が行政8級職員等及び行政9級職員等」とあるのは「行政8級以上職員等が行政8級以上職員等」と、同項第6号中「行政8級職員等及び行政9級職員等」とあるのは「行政8級以上職員等」と、「が行政8級職員等」とあるのは「が行政8級以上職員等」とする。

(人事委員会への委任)

- 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

